

手続きが必要な一部の方って?

次のいずれかに該当する方には、6月に更新申請書またはご案内を郵 送しますので、忘れずに手続きをしてください。

【平成28年度の更新申請書を提出していない方】

平成28年度は、次のような理由で受給資格に該当しなかったために、 提出しなかった方にも、更新申請書を郵送します。

- ●所得が基準額を超えている
- ●後期高齢者医療と重度心身障害者医療費の負担割合が 1 割である など

提出書類 平成 29 年度更新申請書

※受給資格に該当する可能性がある場合は、必ず提出してください。受 給資格に該当しない場合も、一度提出すれば、それ以降の提出は不要 となります。

【平成29年1月1日現在、生計維持者の住民票が岩見沢市にない方】

提出書類 次のうち、いずれか1点

- ●平成29年度所得課税証明書
- ※平成29年1月1日に住民票があった市町村で交付されます。生計維 持者が非課税の場合は、世帯全員(16歳以下の方や、市町村民税の扶 養となっている方は除く)の分が必要です。
- 平成 29 年度市町村民税·道民税特別徴収税額通知書
- 平成 29 年度市町村民税・道民税納税通知書

【いずれも】

申請方法 7月7日 金までに、市国保医療助成課医療助成グループへ

受給者証はいつ届くの?

所得や世帯の状況を確認し、該 当となった方には、7月下旬に受 給者証を発送します。

受給者証の有効期間は、受給者 証に記載してありますので、ご確 認ください。

古い受給者証は?

有効期間を過ぎた受給者証は使 用できませんので、各家庭で処分 してください。受給者証は、細断 するなどして、きちんと処分しま しょう。

市国保医療助成課にお持ちいた だいても構いません。

受給者証を無くしちゃった

受給者証を紛失・汚損してし まった場合は、申請により再発行 することができます。詳しくはお 問い合わせください。

こんなときも手続きが

- ●**健康保険証が変わった** ●市内で転居した ●氏名が変わった
- ●生計維持者が変わった、生計維持者の住所や氏名が変わった
- ●資格要件に該当しなくなった(ひとり親家庭の方が婚姻・同居 した場合など)
- ●所得の修正申告を行った など



この他、左記のよ うなときも、届け 出が必要です。忘 れずに手続きをし ましょう!

問合先 市国保医療助成課医療助成グループ